

捜査報告書の作成・提出事案に係る関係者の人事上の処分について

第1 被処分者及び処分内容

田代政弘

(処分時 法総研総務企画部付、当時 東京地検特捜部検事)

[減給 6月 (100分の20)] H24.6.27付け

第2 処分事実の要旨

被処分者は、東京地方検察庁特別捜査部検事として、政治資金規正法違反事件の捜査に従事していたものであるが、平成22年5月17日、同事件の関係者の取調べを行った後、同取調べ状況を記載した同部長宛ての捜査報告書を作成するに当たり、実際には同日の取調べにおける同関係者の発言が断片的な内容であったにもかかわらず、軽率にも、具体的な発言があったかのような不正確な内容を記載した上、これを同部長らに提出した。

第3 被処分者の上司等関係者

1 岩村修二

(処分時 名古屋高検検事長、当時 東京地検検事正)

[厳重注意] H24.6.27付け

- 上記事実について、東京地検検事正としての監督責任

2 佐久間達哉

(処分時 法総研国連研修協力部長、当時 東京地検特捜部長)

[戒告] H24.6.27付け

- 上記事実について、東京地検特捜部長としての監督責任

3 斎藤隆博(東京地検特捜部副部長)

[訓告] H24.6.27付け

- 上記事実について、東京地検特捜部副部長としての監督責任

4 木村匡良

(処分時 東京地検公判部副部長、当時 東京地検特捜部検事)

[戒告] H24.6.27付け

- 上記事実について、田代検事を捜査上指揮監督していた者としての監督責任

本年6月27日、最高検察庁は、東京地方検察庁元特別捜査部検事らに対する虚偽有印公文書作成罪等の事実に係る告発事件について、以下のとおり、不起訴処分とした。

第1 被告発人

(「東京地方検察庁」は「東京地検」、「特別捜査部」は「特捜部」と略記とする。)

- 1 田代政弘: 法務総合研究所総務企画部付
(告発事実第2・2及び5当時: 東京地検検事)
- 2 大鶴基成: 弁護士
(告発事実第2・4当時: 東京地検次席検事)
- 3 佐久間達哉: 法務総合研究所国際連合研修協力部長
(告発事実第2・2, 3・イ及び4当時: 東京地検特捜部長)
- 4 木村匡良: 東京地検公判部副部長
(告発事実第2・2及び4当時: 東京地検検事)
- 5 斎藤隆博: 東京地検特捜部副部長
(告発事実第2・2, 3・イ及び4当時: 東京地検特捜部副部長)
(告発事実第2・6当時: 東京地検公判部副部長)
- 6 吉田正喜: 法務総合研究所研修第二部長
(告発事実第2・3・ア当時: 東京地検公判部副部長)
(告発事実第2・4当時: 東京地検特捜部副部長)
- 7 堺徹: 東京地検特捜部長
(告発事実第2・6当時: 東京地検特捜部長)

第2 告発事実及び処分結果

1 偽計業務妨害

(1) 告発事実の要旨

被告発人(不詳)は、東京地方検察庁において職務に従事するものであるが、同庁が不起訴処分としたA氏に対する政治資金規正法違反事件について、その審査を行う東京第五検察審査会に対し、不起訴を相当とする判断の根拠となり得る証拠を殊更に除外することによって、同検察審査会が「起訴相当」の議決を行う可能性を高めようと企て、不起訴記録の中から、検察官がいわゆるゼネコン関係者に対して行った取調べの結果について、「A議員に対して裏献金を供与したことはない」などの

供述内容であった旨報告する検査報告書等を不起訴記録から除外して同検察審査会に送付することにより、不起訴記録に含まれる全ての証拠に基づいて適正に行われるべき検察審査会の審査を、一部の証拠のみに基づいて不適正に行われるようにして、もって偽計により業務を妨害した。

(2) 処分結果

被告発人 氏名不詳：不起訴処分（嫌疑なし）

2 虚偽有印公文書作成・同行使

(1) 告発事実の要旨

被告発人田代政弘、同佐久間達哉、同木村匡良及び同齋藤隆博は、共謀の上、東京地方検察庁が不起訴処分を行ったA氏に対する政治資金規正法違反事件に関し、東京第五検察審査会が「起訴相当」の議決をしたことを受け、同事件の再検査の一環として、平成22年5月17日、B氏の取調べを行い、その結果を、検査報告書として同庁特別検査部長等に報告するに当たり、行使の目的で、同人が取調べで供述した事実がないのに、同人が

① 「私が『A先生は一切関係ありません』と言い張ったら、検事から、『あなたは11万人以上の選挙民に支持されて国会議員になったんですよ。Aの秘書という理由ではなく、Bに期待して国政に送り出されたはずです。それなのに、ヤクザの手下が親分を守るためにウソをつくのと同じようなことをしたら、選挙民を裏切ることになりますよ。』と言われたんですよね。これは結構効いたんですよ。堪えきれなくなつて、A先生に報告し、了承も得ましたって話したんですね。」

② 「いろいろ考えても、今まで供述して調書にしたことは事実ですから、否定しません。これまでの供述を維持するということで調書にしでもらって結構です。」

と供述した旨同報告書に記載した上、同報告書に署名押印し、もって虚偽の有印公文書を作成し、その後、これを同検察審査会に送付させて行使した。

(2) 処分結果

被告発人 田 代：不起訴処分（嫌疑不十分）

被告発人 佐久間：不起訴処分（嫌疑なし）

被告発人 木 村：不起訴処分（嫌疑なし）

被告発人 齋 藤：不起訴処分（嫌疑なし）

3 虚偽有印公文書作成・同行使

(1) 告発事実の要旨

ア 被告発人吉田正喜は、東京地方検察庁が不起訴処分としたA氏に対する政治資金規正法違反事件について、東京第五検察審査会が「起訴相当」の議決をしたことを受け、同事件の再捜査の一環として、同庁特別捜査部所属検事田代政弘が、B氏の取調べを行い、その結果について作成した前記2の捜査報告書の記載を、虚偽であると知りつつ捜査報告書に引用して記載した上、同報告書に署名押印し、もって虚偽の有印公文書を作成し、その後、これを同検察審査会に送付して行使した。

イ 被告発人佐久間達哉及び同齋藤隆博は、共謀の上、東京地方検察庁が不起訴処分としたA氏に対する政治資金規正法違反事件について東京第五検察審査会が「起訴相当」の議決をしたことを受けた結果を平成22年5月19日付け捜査報告書に取りまとめるに当たり、実際の作成者は佐久間であるのに、齋藤が、佐久間に宛てて作成した報告文書である旨虚偽の記載をした上、同報告書に署名押印し、もって虚偽の有印公文書を作成し、その後、これを同検察審査会に送付して行使した。

(2) 処分結果

ア 被告発人 吉 田：不起訴処分（嫌疑なし）

イ 被告発人 佐久間：不起訴処分（嫌疑なし）

被告発人 齋 藤：不起訴処分（嫌疑なし）

4 偽計業務妨害

(1) 告発事実の要旨

被告発人佐久間達哉、同大鶴基成、同齋藤隆博、同吉田正喜及び同木村匡良は、共謀の上、東京地方検察庁が不起訴処分としたA氏に対する政治資金規正法違反事件について、東京第五検察審査会が、「起訴相当」の議決をしたことを受け、再捜査を行った上、再度不起訴処分とし、同検察審査会に不起訴記録を送付するに当たり、殊更に事実に反する取調べ状況を記載した虚偽の捜査報告書を提出することによって、同検察審査会が「起訴議決」を行う可能性を高めようと企て、前記2のとおり実際の取調べには存在しなかったやり取りを記載した同庁特別捜査部所属検事田代政弘作成に係る捜査報告書及びこれを引用した齋藤作成に係る捜査報告書を同検察審査会に送付することにより、同検察審査会審査員

に前記取調べの状況等の再捜査の結果に関して重大な誤解を生じさせ、もって、偽計により業務を妨害したものである。

(2) 処分結果

被告発人 大 鶴：不起訴処分（嫌疑なし）

被告発人 佐久間：不起訴処分（嫌疑なし）

被告発人 斎 藤：不起訴処分（嫌疑なし）

被告発人 吉 田：不起訴処分（嫌疑なし）

被告発人 木 村：不起訴処分（嫌疑なし）

5 偽証

(1) 告発事実の要旨

被告発人田代政弘は、平成23年12月15日、東京地方裁判所で開かれたA氏に係る政治資金規正法違反事件公判において、証人として宣誓の上証言した際、田代作成に係る前記2の捜査報告書中に、平成22年5月17日のB氏に対する取調べにおいて実際には存在しなかったやり取りが記載されていることについて、同日の取調べ状況に関する記憶とその約4か月前におけるB氏勾留中の取調べ状況に関する記憶が混同した事実がなく、かつ、B氏が自らの勾留中の取調べ状況について記した著書が前記報告書作成時には出版されていなかったにもかかわらず、「この日の取調べについて、一言一句記録しているわけではないので、思い出し思い出し報告書を作成しました。勾留中に話していることや、保釈後にBさんが著書で書いていることなどの記憶があって、それに関連するようなことが5月17日にも話題になったので、若干記憶が混同してですね、整理して書いたと思います。」旨自己の記憶に反した虚偽の陳述をし、もって偽証したものである。

(2) 処分結果

被告発人 田 代：不起訴処分（嫌疑不十分）

6 犯人隠避

(1) 告発事実の要旨

被告発人堺徹及び同斎藤隆博は、平成23年1月上旬、B氏らの公判前整理手続き中に、平成22年5月17日に東京地方検察庁特別捜査部所属検事田代政弘がB氏の取調べを行った際に取調べの状況を隠し取りした録音結果が弁護側から開示され、田代作成の前記2の捜査報告書中の記載が同録音記録中にはなかったことを確認し、田代が、事実とは異なる捜

査報告書を作成した虚偽有印公文書作成罪を犯した者であることを知りながら、共謀の上

- ① 平成23年1月上旬ころ、田代から、同報告書の記載内容が事実と異なることについて説明を受けた際、記憶の混同によるものとの説明を維持するよう指示するとともに、事実と異なる記載はあるが過誤に過ぎないと事実をすり替え、自ら又は同部所属の検察官らを指揮して捜査を行わず
- ② そのころ、最高検察庁検察官らに対し、「田代が作成した捜査報告書には事実と異なる内容が含まれているが、記憶の混同によるもので過誤に過ぎない。元秘書の公判にも影響はない。」旨虚偽の報告をし、よって、同庁検察官らをして、捜査は不要と誤信させて自ら又は同庁又は東京地方検察庁所属の検察官らを指揮して捜査を行わないようにさせ

もって虚偽有印公文書作成罪の犯人である田代を隠避させたものである。

(2) 処分結果

被告発人 堀：不起訴処分（嫌疑なし）

被告発人 斎藤：不起訴処分（嫌疑なし）